

令和元年5月31日  
住宅局住宅生産課

住宅の新築やリフォームをお考えの皆様へ

**次世代住宅ポイント制度のポイント発行申請を受付開始します！**

**また、ポイントの交換対象商品も公開します！**

～令和元年度当初予算 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策～

消費税率10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して商品と交換できるポイントを付与する「次世代住宅ポイント制度」について、6月3日（月）からポイント発行申請の受付を開始します。併せて、発行されたポイントと交換可能な具体の商品も公開いたします。

### 1 ポイント発行申請について

本制度のポイント発行申請の受付を6月3日（月）から開始します。申請は郵送または窓口にて受付を行います。申請方法、郵送先及び窓口は事務局ホームページにてご確認ください。

### 2 ポイントの交換対象となる商品について

本制度では、発行されたポイントを「省エネ・環境配慮に優れた商品」、「防災関連商品」、「健康関連商品」、「家事負担軽減に資する商品」、「子育て関連商品」、「地域振興に資する商品」に交換できることとしていますが、交換可能な具体の商品を、6月3日（月）に事務局ホームページに公開します。交換対象となる商品は随時募集しており、今後も順次追加されます。

なお、ポイントの商品への交換申請は10月1日（火）以降を予定しています。

### 3 ポイントの申請に関する問い合わせ先（次世代住宅ポイント事務局）

<電話> 0570-001-339 ナビダイヤル（通話料がかかります）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を含む）

（IP電話等からのご利用 042-303-1553）

<HP> <https://www.jisedai-points.jp/>

※申請の際には、事務局ホームページに掲載の申請の手引き等を事前にご確認ください。

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、FAX：03-5253-1629